

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第20号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。